



厚生労働省島根労働局発表
令和3年8月10日(火)

担 当	厚生労働省 島根労働局労働基準部健康安全課 課長 藤原 博 安全衛生係長 竹並 政宏 電話：0852-31-1157
--------	--

県内の労働災害が急増しています！ **(6月末現在、前年同期比 22.6%増加)**

島根労働局管内における令和3年6月末の休業4日以上労働災害による死傷者数は347人に上り、前年同期の283人と比べ64人上回り、大幅な増加となっています。(資料1参照)

特に、土木工事業、運輸交通業、小売業、病院・診療所で大幅に増加し、労働災害の特徴として、事故の型別では「転倒災害」が多く発生しており、年齢別では「50歳以上の労働者」が被災する割合が高くなっています。

このような状況を踏まえ、島根労働局では各労働基準監督署が行う安全衛生指導等の際に、資料2を事業場に配布し、労働災害防止活動の取組強化の要請をしています。また、労働災害防止団体に対し、会員事業場において労働災害防止活動が徹底されるよう、資料2の配布等による周知を要請しました。(資料3参照)

- 1 令和3年(1月～6月)労働災害発生状況【資料1】
- 2 令和3年島根労働局管内の労働災害発生状況【資料2】
- 3 労働災害防止団体への要請文【資料3】
- 4 労働災害防止団体名簿(要請先)【資料4】

令和3年(1月～6月)労働災害発生状況

【資料1】

業種	全署計						松江署						出雲署			浜田署			益田署													
	2年		3年		増減数	増減率(%)	2年		3年		増減数	2年		3年		増減数	2年		3年		増減数	2年		3年		増減数						
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者				
全産業計(除鉱山法適用)	0	283	1	347	64	22.6	0	102	1	136	34	0	3	0	8	5	0	100	0	127	27	0	44	0	48	4	0	37	0	36	▲1	
製造業	食料品	0	14	0	21	7	50.0		7		8	1					0		4		10	6		2		2	0		1		1	0
	繊維・衣服	0	1	0	1	0	0.0				1	1					0		1			▲1					0					0
	木材・木製品	0	4	0	8	4	100.0				2	2					0				3	3		3		2	▲1		1		1	0
	家具・装備品	0	1	0	0	▲1	▲100.0		1			▲1					0					0					0					0
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本	0	1	0	0	▲1	▲100.0					0					0					0		1			▲1					0
	化学	0	4	0	8	4	100.0		2		3	1					0				1	1		1		1	0		1		3	2
	窯業・土石	0	5	0	10	5	100.0				1	1					0		4		4	0		1		4	3				1	1
	鉄鋼・非鉄	0	11	0	3	▲8	▲72.7		2		2	0					0		5		1	▲4		1			▲1		3			▲3
	金属製品	0	2	0	5	3	150.0				2	2					0		1		1	0				1	1		1		1	0
	機械器具	0	13	0	5	▲8	▲61.5		5			▲5					0		6		5	▲1		1			▲1		1			▲1
	その他の製造業	0	6	0	3	▲3	▲50.0		3			▲3					0		1		2	1		2		1	▲1					0
小計	0	62	0	64	2	3.2	0	20	0	19	▲1	0	0	0	0	0	0	22	0	27	5	0	12	0	11	▲1	0	8	0	7	▲1	
鉱業	0	0	0	2	2	0.0				2	2					0					0					0					0	
建設業	土木	0	13	0	26	13	100.0				7	7					0		7		6	▲1		2		8	6		4		5	1
	木造建築	0	13	0	6	▲7	▲53.8		2		3	1					0		7		1	▲6		4		2	▲2					0
	その他の建築	0	8	0	10	2	25.0		5		4	▲1			1	1		2		4	2		1		1	0				1	1	
	その他	0	8	0	7	▲1	▲12.5		2		1	▲1					0		4		5	1					0		2		1	▲1
	小計	0	42	0	49	7	16.7	0	9	0	15	6	0	0	0	1	1	0	20	0	16	▲4	0	7	0	11	4	0	6	0	7	1
運輸	道路貨物運送	0	17	0	24	7	41.2		8		10	2				1	1		3		10	7		5		2	▲3		1		2	1
	その他の運輸	0	1	0	7	6	600.0				4	4					0				2	2					0		1		1	0
林業	伐木・搬出	0	2	0	7	5	250.0		1		2	1					0				2	2				2	2		1		1	0
	造林・その他の林業	0	14	0	6	▲8	▲57.1		4		2	▲2		1		▲1		4		3	▲1		3		1	▲2		3			▲3	
	小計	0	16	0	13	▲3	▲18.8	0	5	0	4	▲1	0	1	0	0	▲1	0	4	0	5	1	0	3	0	3	0	0	4	0	1	▲3
第三次産業	小売業	0	30	0	43	13	43.3		9		19	10		1		1	0		14		12	▲2		1		5	4		6		7	1
	社会福祉施設	0	42	0	45	3	7.1		11		17	6				1	1		21		23	2		8		5	▲3		2			▲2
	病院・診療所	0	5	0	15	10	200.0		3		6	3					0		2		6	4				1	1				2	2
	飲食店	0	9	0	9	0	0.0		7		5	▲2					0				2	2		2		1	▲1				1	1
	その他の第三次産業	0	49	1	60	11	22.4		27		1	29	2		1		▲1		11		15	4		6		8	2		5		8	3
	小計	0	135	1	172	37	27.4	0	57	1	76	19	0	2	0	2	0	0	48	0	58	10	0	17	0	20	3	0	13	0	18	5
その他	0	10	0	16	6	60.0		3		6	3				4	4		3		9	6				1	1		4			▲4	

注1: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。 注2: 増減数と増減率は、前年同月比。

注3: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。 注4: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

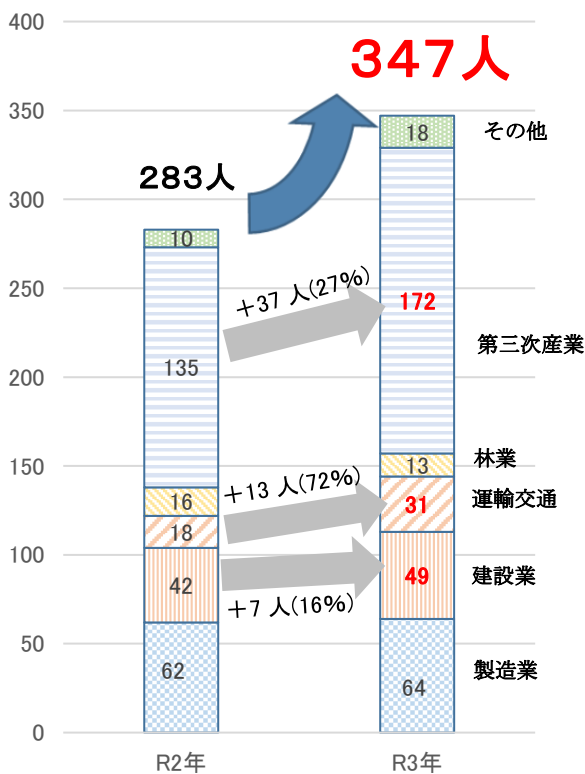
令和3年島根労働局管内の労働災害発生状況

～上半期で既に347人が死傷～

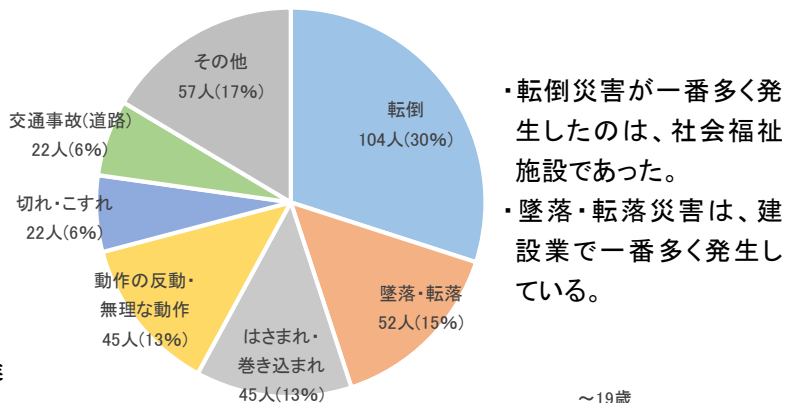
島根県内の令和3年6月末の労働災害による死傷者数は347人に上り前年同期と比較し、64人の大幅な増加(22.6%増)となっています。

各業種の労働災害の傾向を踏まえ、労働災害防止対策を進めていきましょう。

【業種別労働災害発生状況】



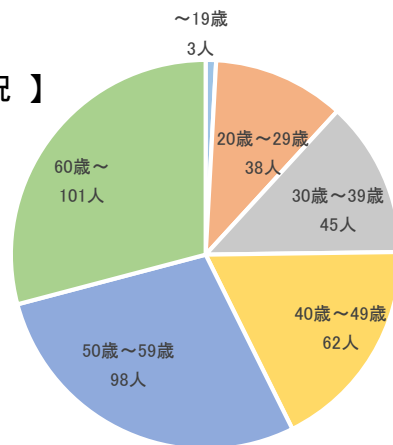
【事故の型別労働災害発生状況】



- ・転倒災害が一番多く発生したのは、社会福祉施設であった。
- ・墜落・転落災害は、建設業で一番多く発生している。

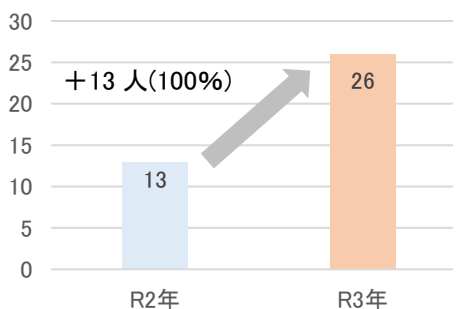
【年齢別労働災害発生状況】

- ・「50歳以上」の労働者が57%を占めている。
- ・特に、社会福祉施設、小売業の「50歳以上」の労働者が被災する割合が高い。



◇◇ 労働災害増加業種の特徴 ◇◇

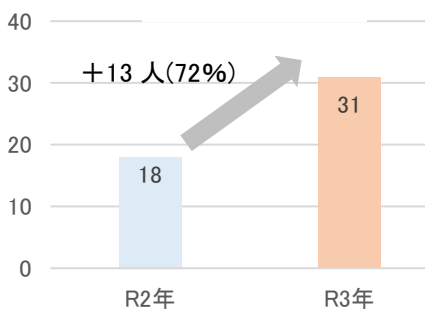
【土木工事】



災害の特徴

- ・13人が墜落・転落災害。重機への昇降中や重機上での点検作業中に発生。
- ・年齢別では、過半数が50歳以上。

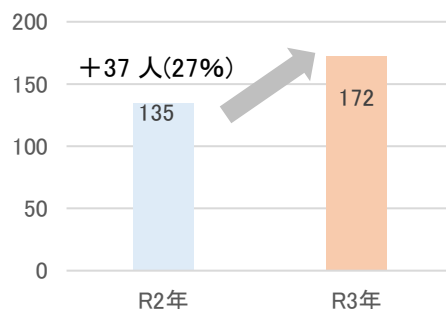
【運輸交通】



災害の特徴

- ・墜落・転落災害が最多。そのほとんどが荷役作業中の墜落・転落災害。
- ・年齢別では、約半数が50歳以上。

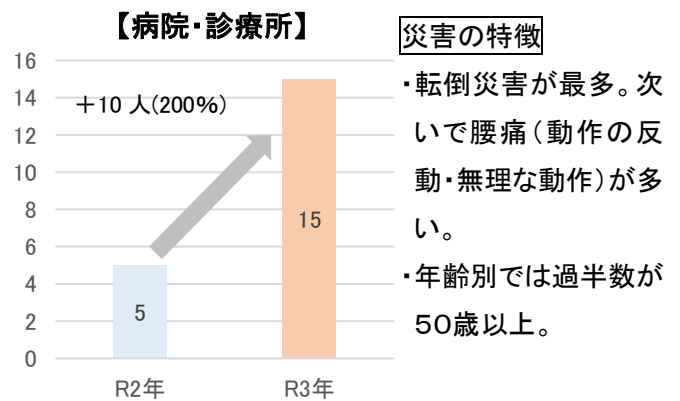
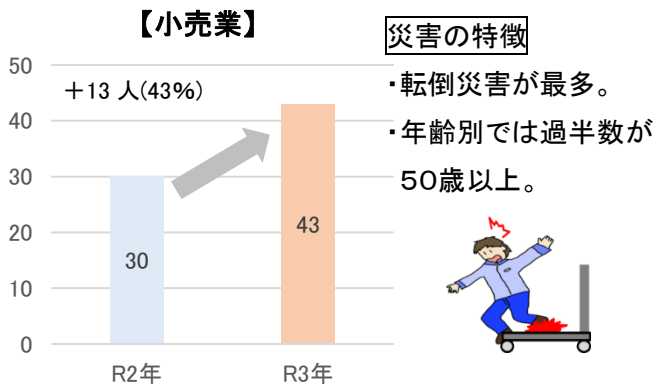
【第三次産業】



災害の特徴

- ・島根県内の労働災害の約半数が第三次産業。
- ・転倒災害が最多。施設内の通路や階段、駐車場にて発生。
- ・年齢別では、約半数が50歳以上。

【 第三次産業で大幅に増加している業種 】



◆◆ 労働災害を防止するためのポイント ◆◆

転倒災害防止対策

- 作業場所の整理整頓の実施。通路、階段、出口に物は放置しない。
- 作業場所の清掃の実施。床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除く。
- 毎日の運動の実施。作業開始前、休憩時間にストレッチや転倒予防のための運動実施。



墜落・転落災害防止対策

- 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の措置の実施。
- 墜落制止用器具の適切な使用。
- 安全な昇降設備の設置及び脚立・はしごの適正な使用。
- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施。

高齢労働者の労働災害防止対策

- 通路の段差の解消(スロープの設置等)、階段に手すりを設置。
- 解消できない危険箇所に標識等で注意喚起の実施。
- 体力チェック、保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動の実施。
- 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育の実施。

腰痛予防対策

- 機械作業による作業の自動化や、リフトやスライディングシート等を導入し、抱え上げ作業の抑制。
- 体重にあわせた重量制限の周知。
- 重量物の重量の明示。
- 不自然な姿勢での作業とならないよう配慮。
- 1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージの実施。

安全衛生管理活動

- 労働災害を防止するための安全衛生教育を実施。
- 朝礼やミーティングに作業方法などを的確・明確に指示。
- 災害事例、ヒヤリハット事例等からリスクを洗い出し、リスクアセスメントの実施。
- 日々のKYの実施。

ストップ！
転倒災害
プロジェクト



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン等



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン



職場における腰痛予防対策



厚生労働省のホームページから、リーフレットや労働災害防止対策の事例がご覧いただけます。

- リーフレット
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/gyousei/anken/index.html)
- 労働災害防止対策(職場の安全サイト)
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

島労発基 0810 第 1 号
令和 3 年 8 月 10 日

各労働災害防止団体の長 殿

島 根 労 働 局 長

事業場における労働災害防止活動の取組強化について（要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、島根県における労働災害による死傷者数は、令和 3 年 6 月末現在で 347 人と前年同期の 283 人と比べ 64 人（22.6%）増加しています。先般、本年 1 月から 3 月における転倒災害の増加等を踏まえ、転倒災害防止対策の徹底の取組をお願いしたところですが（令和 3 年 4 月 14 日付け島労発基 0414 第 1 号「転倒災害防止対策の徹底について（協力要請）」）、6 月末現在でも、上記のとおり大幅な増加となっており、労働災害の増加に歯止めがかかっていない状況です。

このため、当局におきましては、各労働基準監督署が行う安全衛生指導の際に、別添「令和 3 年島根労働局管内の労働災害発生状況」のリーフレットにより、労働災害の傾向、特徴などを踏まえた対策の徹底について、周知等を行うこととしました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場において労働災害防止活動の取組が強化されますよう、周知等の御協力をお願いいたします。

リーフレットは、島根労働局ホームページ内にも掲載しています。

○ 令和 3 年島根労働局管内の労働災害発生状況

(<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000936899.pdf>)

要請先

一般社団法人島根労働基準協会

建設業労働災害防止協会島根県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会島根県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部

一般社団法人日本砕石協会島根県支部